

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成22年12月22日(水)

開会 13時30分

閉会 15時20分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、丹保健一委員、竹下謙委員、牛場まり子委員、向井正治教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育振興ビジョン策定特命監 福永和伸 教育総務室主査 川上幸穂

予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 藤森正也 予算経理室主査 中村景介

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室主幹 西尾雅二

人材政策室副室長 栗本健光

学校施設室長 大森邦彦 学校施設室副室長 長島弘哉

学校教育分野

高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室副室長 加藤幸弘 高校教育室充指導主事 森田知寿

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室充指導主事 嶋田和彦

5 議案件名及び採決の結果

	件名	審議結果
議案第54号	「三重県教育ビジョン～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」(案)について	原案可決
議案第55号	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について	原案可決
議案第56号	専決処分の承認について(補正予算第10号関係)	原案可決
議案第57号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第58号	人事関係の指針について	原案可決

6 報告題件名

	件名
報告1	県立四日市南高等学校用地に係る訴訟の判決について
報告2	職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状授与について
報告3	平成22年度三重県優秀選手・指導者表彰について

7 審議の概要

・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成22年5月24日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

竹下委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第57号については人事案件のため秘密会、議案第58号については意思形成過程のため、報告2及び報告3については受賞対象者等公表前のため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第54号、第55号、第56号、報告1の後、非公開の議案第58号、報告2、報告3、議案第57号の順とすることを確認する。

・審議内容

議案第54号 「三重県教育ビジョン～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」(案)について(公開)
(教育総務室長説明)

「三重県教育ビジョン～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」(案)について、別紙のとおり提案する。平成22年12月22日提出。三重県教育委員会教育長、向井正治。

提案理由、「三重県教育ビジョン～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」(案)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第19号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

詳細につきましては、福永教育振興ビジョン策定特命監から説明をさせていただきます。

(教育振興ビジョン策定特命監説明)

それでは、説明させていただきます。よろしく申し上げます。

本日の資料ですが、まず、冊子になったビジョン(案)の本冊です。これの表題を見ていただきますと、「三重県教育ビジョン～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」とさせていただいています。今まで次期教育振興ビジョン(仮称)とさせていただいていましたが、正式にこのような名称とさせていただきたいと思っております。副題として、「子どもたちの輝く未来づくりに向けて」とありますのは、基本理念の部分を表題に反映させたいというものですので、ご理解よろしく申し上げます。

それから、資料1としまして14ページの説明資料を付けさせていただきます。これから、この資料1に沿って説明させていただきます。それから、資料2が新旧対照表。これは前回11月15日に一度報告させていただいていますので、それ以降の新旧対照表ということで作らせていただいています。

それでは、資料1をご覧ください。14ページにわたって一通りいくつか書かせていただきましたが、今まで説明させていただいたことと重複している部分もありますので、今日はピックアップして説明させていただきます。

まず、1ページ、策定経緯ですが、この四角囲みの中の 印の2つ目、中間案とりまとめ以後の審議状況ですが、8月31日に中間案のとりまとめがありまして、9月13日に教育委員会定例会がありました。それから、パブリックコメントを実施し、10月7日に教育警察常任委員会、11月1日に第5回の教育改革推進会議、そして11月15日に教育委員会の定例会と、ここまで進んできたわけですが。その後、めくっていただきまして、2ページにありますように2回会議をしています。そのうちの1つが、11月19日の第6回教育改革推進会議でした。この会議の内容ですが、ここに書きましたように、次のページのとおり審議報告がなされ、次期教育振興ビジョン(仮称)案が適切なものと認められたということです。この3ページにある審議報告をそのときにいただいたわけですが、それをご覧くださいませでしょうか。この改革推進会議の折に、山田会長から向井教育長にこの審議報告が手渡されています。本文をご覧くださいませと、3行目、「当会議は平成22年11月19日に提出された『次期三重県教育振興ビジョン(仮称)』(案)を中長期的視点から本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す基本方針として適切なものと認めます」という報告をいただいています。なお、このときに記以下の3点について、教育改革推進会議から教育委員会に要望がありました。1つ目として「ビジョンの周知と県民の主体的参加の促進」、2つ目として「必要

な財源の確保と総合的・計画的な取組の推進」、そして、3つ目として「適切な進行管理と社会変化への柔軟な対応」という、この3点について要望があったものです。

2ページに戻っていただきまして、今度は(2)です。12月10日に県議会の教育警察常任委員会がありました。このときにもいろいろ話し合われまして、3行目にありますように適切なものと了承されました。このときの主な意見としましては、以前から議会では学習塾の問題が出ていたわけですが、学習塾について書いてもいいのではないかと更に言ってみえる議員もいらっしゃいましたが、括弧の中で書かせていただきました説明にてご了承いただいています。それから、2つ目ののところですが、やはり議員の方からも11月19日の第6回教育改革推進会議にて示された3点の要望事項について、着実に推進を図っていただきたいということでご要望がありました。

それから、4ページ以降は、このビジョンの概要ですが、これはこれまで何度も説明させていただいていますので、ざっと見ていただければと思います。6ページを見ていただきますと総論がありまして、これも何度も見ていただいています。私どもとしては、このビジョンの特徴として表れている点は次の点だと考えています。(1)基本理念の2つの決意、ここに「子どもたちを信じ」があることによって、子ども目線のビジョンとなっている。それから、2つ目の決意として、「学校・家庭・地域が一体となって」ということで、社会全体で教育をするのだというスタンスが明確になっている。それと、(2)にあります子どもたちに育みたい力として2つの力を掲げた。この辺りが非常に特徴なのではないかと考えています。

8ページ以降は各論の説明になっていますが、これも以前から説明させていただいた主な特徴的なものをピックアップして並べさせていただいていますので、ざっと確認いただければと思います。

それから、11ページをご覧ください。11ページから13ページにかけましては、前回報告させていただいた11月15日の定例会議以降の主な修正点について挙げてあります。たくさん挙げるタイミングがないので、それは新旧対照表をご覧くださいとしまして、内容の変更があった主なものというのは、ここに掲げた4つかと思っています。1つは、(1)「学力の育成」の数値目標を一部修正したということです。2つある数値目標のうち1つについて、学力に加え学習・生活の状況も目標の対象範囲に含む内容となるように修正したということです。四角の中を見ていただきますと、修正前は、「客観的な学力調査等の結果を分析し」となっていた部分が、修正後は、「子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し」ということで、学習・生活の状況も含めて目標とすることに変えたということです。

それから、(2)「国際理解教育の推進」について、「国際理解の推進」にかかる記述を充実させていただきました。これは、若者たちの、外国の人々と交流することに対する意欲が稀薄化する傾向があるため、国際交流への動機づけ等に関する記述を充実させたということです。これは最後の推進会議で委員から出たご意見に基づいて修正したものです。四角の中を見ていただきますと、下線を付した部分が記述を充実した部分です。特に主な取組内容の「また」以降の部分ですが、「こうした取組と他の教育活動との関わりの中で、経済社会のグローバル化の状況や、それを背景に活躍する人々のことを授業で取り上げるなど、国際社会の動向や外国の人々との交流に対する子どもたちの関心が高まるよう、さまざまな動機づけを行います。」という記述を加えています。

めくっていただきまして、12ページです。おそらくこの12ページの(3)が前回からの一番大きな変更点かと思いますが、「子どもたちの安全・安心の確保」に、「等しく安心して学べる環境の実現」にかかる記述を追加しています。保護者の「経済的格差」が「教育格差」につながることを懸念されており、施策として対応する必要があるとの意見を受けまして、「等しく安心して学べる環境の実現」にかかる記述を追加したということです。これは、県議会の一般質問で指摘を受けたことに関して検討を重ねた結果、このようなものを加えたということです。見ていただきますと分かりますように、基本的な考え方に、「等しく安心して学べる環境の実現」としてこの3行を加えているのと、特に一番具体的なところ、主な取組内容のところを見ていただきますとお分かりになると思いますが、「修学支援の充実」ということで、修学奨学金のことについて取組として加えさせていただいたということです。

最後に、13ページ(4)です。「県民しあわせプラン」「文化力立県」「希望の舞台づくり」等にかかる文言修正です。既にご案内のとおり、知事部局の方で県民しあわせプランの議論について、いろいろと白紙になるとか、そういうことになっていますが、それを受けまして、私どもの方でこのビジョンに書かれている「県民しあわせプラン」とか、この辺の文言をどうしようかということで検討しました。そして、ここに3つ並べさせていただきましたが、そのように整理させていただいています。「県民しあわせプラン」という用語を用いたフレーズは削除させていただきたいということです。

それから、「文化力立県」「希望の舞台づくり」という用語は、これは少し政策的な要素がありますので、記述内容の趣旨は尊重しまして、他の用語に置きかえるということです。

それから、「文化力」「新しい時代の公」という用語については、これは既に浸透していると判断をしまして、原則修正せずに残しています。ただし、文脈から、第三次戦略とのかかわりが強いと判断される箇所については、他の用語に置きかえる等、修正をしています。具体的な修正箇所というのは、新旧対照表

の 27 ページ以降に、これに関する修正を全部まとめて記載させていただいています。

最後、新旧対照表ですが、これについては一つひとつの説明をしません、ページを開けていただきますと、まず表紙の裏に説明があります。これには、意味の変更を伴わない軽微な修正は含んでいません。例えば 1 ページをご覧くださいますと、4 つの欄があって、上から 2 つ目と 3 つ目などはほとんどデータの更新です。それから、言葉の置きかえみたいなのが非常に多くありまして、ページ数は非常に多いのですが、軽微な修正がほとんどです。内容を修正したのもいくつかありますが、ほとんどが記述を手厚くしたもの、あるいは用語を置きかえたもの、あるいは取組や目標数値を精査したものであるということで、大筋では変わっていません。ということで、またご覧くださいと思います。

説明は以上です。

【質疑】

委員長

それでは、議案第 54 号はいかがでしょう。

丹保委員

対照表で 18 ページの(3) 体力の向上というところがあると思いますが、これは最近出た結果のことで、すよね。最近、教育委員宛にいただいた、その結果のことですか。

教育振興ビジョン策定特命監

調査の内容は非常に類似していますが、これそのものではないと聞いております。

村木スポーツ振興室長

この調査結果については、先般、国の方から公表された全国体力運動能力調査のものとは違いまして、本県独自の毎年 4 月から 7 月の間に県内の小中高の約 3 割、3 分の 1 の学校を抽出して調査しています。その数値です。

丹保委員

先日の全国的な調査によると、平均すると少し上がっていますよね。これだと、少々イメージが悪いのと思ったのですが、これをずっと使っているということであればそれでいいと思います。もう少しがんばっているの、がんばって成績が上がっているところを見せたいという気持ちが少しあったものですから、それで質問したわけです。

それから、もう 1 つ。文化力関係は、現知事が知事選に出ないということで省略したというところがあるわけですね。例えば 29 ページなどはその関係ですか。

教育振興ビジョン策定特命監

29 ページの一番上の削除は、脚注を削除したものです。そのページの「文化力」という用語を別の言葉に置きかえたものですから、その脚注を削除している部分です。

丹保委員

ああ、そういう関係ですか。

教育振興ビジョン策定特命監

別のところで「文化力」という言葉が出てきたページに、少し簡単な形で脚注を置いています。

丹保委員

わかりました。最後に、14 ページの(4) のところで、下半分を省略というか削っていますね。(4) の居心地の良い集団づくりというところがあって、下の方の下線部分を省略というか、端折っていますが、これは何か理由があるのですか。

教育振興ビジョン策定特命監

担当室から聞いているところでは、この元々の案にあった削除した文章のデータというのが非常に古いということで、書かない方がいいだろうという判断のようです。

丹保委員

新しいデータではこういうことはないということですね。分かりました。

委員長

ほかはいかがでしょう。

竹下委員

中身とは違いますが、これの執行の仕方ですが、いつから効力を発揮するんですか。平成 23 年 4 月からですか。4 月に知事選がありますね。知事選で、全くこれと違うようなことを出してきて、それでその候補者が当選した場合はどうすることになるのだろう。

副教育長

基本的には教育委員会というのは独立行政委員会ですので、そのあたりについては影響を受けないかと思っています。もし、新しい知事が県の総合計画を作るにあたって、人づくり、教育にはこういうことを入れ

て欲しいとか、こういう考えを入れられないかということがあったときには、それはまた教育委員会事務局で考えさせていただいて、教育委員会へ上げさせていただくということになるかと思えます。基本的には行政委員会ということで、少なくとも先ほど特命監が話しましたように、今の知事が言われた「しあわせプラン」とか、あるいは「第三次戦略計画」とかいう、議会では宙に浮いた形になっていますが、そういうものについては現知事の政策色が非常に強いので削除していく。しかし、「新しい時代の公」は、国レベルでも「新しい公共」と言っていますし、「文化力」については文化庁であるとか、文化審議会であるとかが使っているということですので、そのあたりについては野呂知事の言葉ではなく、もう広く広まったということで、ここは残していくということです。竹下委員が言われましたように、新たな要素が入ったときには、まずは新しい知事の理念なり考え方なりが、今回策定した三重県教育ビジョンに入っているか入っていないかということを検討しまして、入っていなかった場合については、それが大きな要素であるというのであれば、再度、当然大きな総合計画が作られると思えますので、その中で、またオール県庁の中で議論をし、そして、片方では事務局の中でこれの手直しをしていかなければいけないかというようには思っています。

竹下委員

ちょっと懸念しますのは、選挙のときに教育というのは一番訴えやすいわけですが。本来的には知事にはそういう権限はないのですが、選挙の際、県民に訴える宣伝文句としては非常に効果的であるというところから、よくそれを出す候補者が多いですよね。そのときに持論を出すことがあります。それで新しい、全然分かりませんよ、もし万が一の話ですが、新しい発想を持つ知事が当選したとします。それで、教育長もすぐ代えるというようなことになった場合に、その新しい教育長のもとでこのビジョンは実行できないということになってくると、いろいろ見直しをしなければいけない状況に陥りますよね。県の教育委員会の行政としては非常に無様なことになりかねないということがありますから、仮にこれの執行を2ヶ月間延期できるとか、それを4月ではなく6月にするということになれば、その期間、知事と選挙の状況を見て了承してもらえ可能性は非常に高くなるというか、手直しするところは手直しできるというようなことになりそうですから、非常に無難な方法としては、少し時期をずらすということはある得ますよね。その辺はどうですか。

副教育長

まず、これは教育委員会だけではなく、審議会でご議論いただいて、県民の意見を34回にわたって聞いてきたということが1点です。県民の声を聞いた。子どもたちの声を聞いた。「子ども条例」等とのすり合わせをしてきたということです。そして、県議会においても常任委員会や本会議で、かなり突っ込んだやり取りをさせていただいたということで、一応議会の方も、今回の「しあわせプラン」の「三次戦略計画」については宙に浮いた形になっているけれども、「三重県教育ビジョン」については、このまま進めてもいいということでしたところ。これを2ヶ月置くということについては、そこまで議会の方も考えていない。教育委員会も独立行政委員会ということで、ここは粛々とやるのかなということです。確かに2ヶ月待った方が、後々見定めがしやすいのではないかという議論もありますが、これを仕上げていろいろなところへ配付し、年度当初からスタートしていくには、やはり今の時期に教育委員会定例会で議案として議決をいただいた方がいいのではないかということです。先ほど特命監も言いましたが、改革推進会議や議会の常任委員会でもこの3つの条件が付記されていますので、その条件から見たら、その新しい知事の政策にこのビジョンと少し違う理念が入っているという場合は、教育委員会としてはそれは見直さざるを得ないというようには思っているところです。

教育長

基本的には今の話のとおりで、まず、かなりそれだけ協議もして、議会の承認も得られた中身ですので、新しい知事のところで基本的な部分はおそらく大丈夫だと思っています。しかし、例えば新しい要素、中高一貫教育の公立学校での採択とか、校庭の全芝生化とか、そういう新しい要素はひょっとするとあるかもしれないので、そういうときには付加して、という考え方も出てくるかもしれませんが、基本的な部分はおそらく見直しとか、ひっくり返すとかいうようなことは起こりえないだろうと思っています。

竹下委員

私がこういうことを言いますのはね、もう大分前になりますが、神奈川県で現在の松沢知事が初めて知事に当選したときに、別に教育ではありませんが、計画をこのようにするというのを大分訴えて当選したんです。その選挙の最中に神奈川県は総合計画を作っていたんですよ。選挙の1週間ほど前にそれが完成した。もちろん県民の意向を全部調査して、事前に議会の承認も得て、手続き的には全部終わっていて、それを公表しようとしたわけです。選挙直前の1週間ほど前に。しかし、そのときにちょっと待てということになってちょっと待って、その何日後かに松沢さんが当選をした。それで、松沢さんはそれを全部バツにしたわけです。結果的に松沢さんのもとで作った計画と前の計画とはそんなに違いはないのですが、それでも全部バツにしたわけです。そういうこともあったことがありますから、だから、今度、誰が立候補するのもか知りませんが、そういう事態がひょっとすると起こるかもしれない。従来は官僚側が強かったから、

口悪く言えば、知事というのは飾り物だったから、そんなものはどうでもよかったということになるのですが、今はそうではなくて、知事の発言力というのは非常に強いですし、それから、県民の意向調査をしたといえども、一番新しいのはやはり選挙ですからね。県民の意向が変わったということになるのもあり得ますから、そういう無様なことになる可能性もあるわけです。たとえ中身は変わらないと言っても、新しい知事が「だめだ」というようなことになってきたとき、そのときに教育委員会だという形で抵抗することはできませんけれども、教育長がパッと交代させられるとか、いろいろそういう人事権があるわけですし、ほかの教育委員は知事にはやはり抵抗はなかなかできないですから。そうってきますと、少々無様な状況を県民に見せるということにもなりかねません。どうしても2ヶ月延期はだめだというのなら話が別ですが、少しでもその余地があるのだったら、それぐらいは待ってはどうかという気が再度しますが、その辺どうですか。もう一度、少し念押しですが、神奈川県などの事例も汲んで、どうでしょうか。

副教育長

神奈川県の場合は総合計画ということで、知事の直轄のオール神奈川のプランニングだと思います。

竹下委員

そのとき、事務局は必死に隠したんです。もうそんなものは存在しなかったということを使うんですが。

副教育長

先ほどから何回も言わせていただいておりますが、教育委員会というのは、知事が選任の権限を持っている、議会の同意がいるというのはありますが、一応独立機関ということで、今の知事もそうですが、教育委員会の教育委員さん方には一定、お任せしているというところがあります。金は出しても口は出さないということもありまして、今の知事のような方が当選されるとは限りませんが、まずはここは今まで積み上げてきたものを出させていただいて、議決をいただくというのが一番分かりやすいのかなと思います。

新しい知事が当選されて、これはどうなのか、私の考えはどこに入っているのかと言った場合は、それはまた検討させていただいて、先ほど向井教育長からもお話がありましたが、中高一貫がこういうところに入っていますとか、少人数学級はこういうところにありますからこれから展開できますという話になるのかと思います。ただ、これはあくまでも10年先を見据えた5年ということなのですが、検証していくということが入っていますから、大体2年ぐらい経ったら、当然、これを変えていかなければいけない。そのこともありますし、基本理念を修正するとか、実施計画をもう少し細部で作っていく必要があるということであれば、現行のような推進計画というものを作るとかいうことも可能かと思っています。せっかく今まで積み上げてきたものですので、恥をかかないようにうまく立ち回っていきたいとは思っています。教育委員さん方のご協力もいただいて、当然、新知事が当選されたら、教育委員さん方は懇談していただくことになるのかと思いますので、そのあたりをうまく言っていただければと思っています。何とぞよろしくお願いいたします。

牛場委員

各論につきましても、気になっていた文化芸術とか教材とかもここに盛り込まれておりまして、今、教育長も副教育長も言われましたが、小中一貫教育、中高一貫教育は素晴らしいことですので、知事が代わる代わらないに関係なく、また、そういう進める方向でお願いします。同じ思いの共通の学校がたくさんできれば、また横のつながりもできると思いますし、また、芝生のほうもどうぞ進めていただけたらと思います。

副教育長

ありがとうございます。それと、補足をさせていただきたいのですが、冊子の157ページをご覧ください。実はこのページというのは、少し戻っていただきますと、153ページに「教員が働きやすい環境づくり」というのがあり、そういうテーマになっています。157ページのところを見ていただくと、その数値目標である「教職員の満足度」の現状値と2015年度の目標のところは「 」になっています。せっかく議決をいただきたいと言っているのに、ここが空いているではないかという話ですが、実は本年度から公立学校の教職員満足度調査をやっていますが、集計がまだ完了していないということです。そういうことで一応空欄にしているわけですが、間もなく集計が終わって、ここに数値を入れることができますので、今日のところは現状値には集計した数値をそのまま記載するというようお願いいたします。現状値は、今は試算ですが、59.9ポイントということです。まだまだ正確な数字ではないのですが、そういう数字です。2015年度の目標は、先ほどの59.9を5%程度伸ばした数字で設定するというので、63ポイントぐらいということで包括的にご承認をいただければと思っています。この集計の確定数値が出たときに、具体的な数値についてはまた追って教育委員会に報告させていただきます。印刷になったらきちんと数字も出て、全部の数値目標が完成するというものですので、何とぞそこだけよろしくお願いいたします。

竹下委員

どうやってこの数字をはじき出すんですか。

副教育長

2015年度の到達目標ですか。

竹下委員

現状値と両方です。

教育支援分野総括室長

私の方からお答えします。小中、県立学校の全教員に対しまして20の設問を用意し、満足していますか、どうですかという選択肢がありまして、それを選択をするという形で回答してもらっています。回答があったものの中で集計をして、それを足し込んでいく。20問の数値を足し込んできて、その合計といいますが、それが50何ポイントという数字です。

竹下委員

選択肢は満足・不満足のみ2つだけですか。5・4・3・2みたいな感じなのですか。

教育支援分野総括室長

4段階で設定をしてどれかに をしてもらっています。それを集計していく作業を今しています。

副教育長

もう少し早く取り組むべきだったのですが、こういうことですので。

丹保委員

その表を後で結構ですが、ちょっと見せてください。後で結構です。

委員長

それでは、議案第54号は推進会議の方からも3点の要望事項が上がっています。そのあたりを十分留意していただきまして承認をいたします。

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第55号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について（公開）

（予算経理室長説明）

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成22年12月22日提出。三重県教育委員会教育長。

提案理由、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

今回の奨学金の貸与の規則の改正の主な内容ですが、奨学金の貸与額の選択制を導入するというものです。その後、規則案詳細がずっと載っていますが、13ページをご覧ください。13ページに用意させていただいていますのが規則案の要綱です。詳細については、この13ページにあります規則の一部を改正する規則案要綱に基づいて説明をさせていただきます。

まず、背景及び改正理由からご説明申し上げます。ご承知のように、本年4月から、これまで月額9,900円をいただいていた高等学校の授業料が無償となっているという現状があります。また、私立高校の授業料についても、公立とほぼ同額の軽減がされている状況です。

一方で現在の奨学金の貸与ですが、奨学生に採用されますと、県立高校の場合、大多数の方は自宅通学ということになっていますので、一律月額1万8,000円の貸与を受けていただいています。この額は県立高校の修学にあたって、授業料の大体倍ぐらいくかかるといった見込みのもとで、平成14年の、この制度の発足時に定められたもので、選択の余地は一切ありません。

こうした状況の中で、県立高校の奨学金の担当者の教員の方々からのヒアリングですとか、私どもに寄せられる奨学金の相談でいろいろ意見を聞いていますが、やはり皆さん貸与制度ですので、将来返さなければいけないということが頭にあり、余分なものまで借りる必要はない、言い替えば、多くの方、ほとんどの方が返すことを考えて借りていただいているという状況です。私どもとしましては、雇用経済情勢の回復というのが当面まだ見られないというようなこういう状況の中で、こうした修学に不足する分だけを借りたいという潜在需要というのか、こうしたものが多くなっているのではないかと考えています。

また、奨学給付生のご家庭には様々な事情があります。例えば通学費が特にかかるご家庭ですとか、クラブ活動に力を注いでいるご家庭の教育負担、それぞれ家庭によって実情は様々です。そういったことを考えますと、対応枠については借り手の自由度を高めまして、より借りやすくすることが肝要ではないかと判断しているところです。

そこで、設定させていただいたのが13ページの中段にあります改正内容というところです。改正内容です。まず、自宅通学は、先ほど申しましたように1万8,000円ということになっていますが、この1万8,000円を基準に授業料無償になった分、先ほど9,900円と申しましたが、概ね1万円。この1万円を減じ

た 8,000 円、こういうものも選べる。それと、現在、1 万 8,000 円と 8,000 円の中間、並びに現在、公立の最高額であります 2 万 3,000 円、こうしたものも合わせて選択の中に入れまして、この 8,000 円、1 万 3,000 円、1 万 8,000 円、2 万 3,000 円、この 4 つのうちから選んでいただける。それぞれの経済状況、ご家庭状況に応じて無理のない選択をしていただきたいと、このようにしたいと考えています。

また、これまでは自宅外通学とか自宅通学とか区分していましたが、この区分も撤廃させていただきたいと考えています。純粋に公立、県立高校の奨学生に採用されれば、自宅、自宅外を問わず、この 4 つの月額貸与額からご家庭の状況に合わせて好きなものを選んでいただけるようにとしたいということです。

改正内容の です。家計の急変というのも当然予想されるところですので、こうしたものがありましたら、途中で貸与額の変更を行うことも可能としたいということです。

私立についても、先ほどの考え方と同じ月額 3 万円を基準に 4 つの選択を用意させていただきますし、また、同じように途中で貸与額の変更を行うことも可とさせていただきたいと思っています。

このほかの改正としましては、 に書かせていただきました。返還期の猶予の規定です。現在、大学等に進学した場合は、在学中は奨学金の返還を猶予しています。この返還猶予の対象校ですが、大学はもちろんですが、学校教育法に基づく専修学校であるとか、そういうものも含めていますが、これまで各種学校というのが入っていませんでした。最近の進学というものが多様化している現状も踏まえまして、この学校教育法に基づく各種学校も対象に入れていきたいと考えています。

このほか、 及び の改正ですが、これは先ほどずっと飛ばしていただきました、12 ページまでのところです。いろいろ細かい様式を変えています。内容としては、先ほどの年度途中での貸与額の変更の申請書を新たに加えたというものと、あと大半は誓約書や返還猶予申請の様式の一部変更をさせていただいたというものです。内容としましては、従来、電話番号の記入となっていたのですが、時代を反映しまして自宅電話番号と携帯電話番号の両方の記入を求めると改めています。そのほか記入誤りがこれまでの経験上、非常に多かったような箇所については、レイアウトを多少変更させていただいています。

今回の規則改正内容は以上です。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【質疑】

委員長

議案第 55 号はいかがでしょう。

丹保委員

全体としてはいいと思います。貸与額の説明ですが、8,000 円と 1 万 3,000 円と 2 万 3,000 円というのは、この決め方はどのように決めたんですか。

予算経理室長

現在、県立高校の自宅通学の例で申し上げますと、月額 1 万 8,000 円、申請していただいた大半の方は 1 万 8,000 円です。県立高校に自宅外から通うということは少ないですが、少なからずあります。こうした方は例外的に 2 万 3,000 円というふうにしてあります。1 万 8,000 円と 2 万 3,000 円というのが県立高校で支給されるものなのですが、これも選択の余地が無く、通学形態によって決まっています。1 万 8,000 円が大多数ですが、これを基準に考えていまして、まず、月額 1 万円の負担が軽くなりましたので 8,000 円。月額 1 万 8,000 円から、1 万円の授業料負担が軽くなったので、まずそれで 8,000 円借りれば十分であるという方がみえるであろうということで、8,000 円というのを設定しました。8,000 円と 1 万 8,000 円、ここはちょっと差が大きいので、真ん中に 1 万 3,000 円を設けています。1 万 3,000 円は空き過ぎたので真ん中で置いたというだけのことです。それと、1 万 8,000 円と 2 万 3,000 円、これはちょうどその真ん中に置いたのと同じ金額差があるんですが、この 2 万 3,000 円は、先ほど申しましたように下宿している方しか支給しませんでした。近年は例えば通学でも列車が第三セクターに変わって料金が高くなったとか、学校再編というのもあります。あるいは学校のクラブ活動に非常に力を入れている方もみえます。そういう方、ご家庭によっては様々な教育費の負担が変わってまいりますので、少ない額も選べるけれども、中にはより多く借りたい方も確かにいらっしゃいますので、そういった形で幅を持たせていただいたということです。

副教育長

少し付け加えですが、県立高校の授業料以外の学校諸費、大体 61 校あるんですが、アベレージを取りますと 6,700 円ぐらいが学校諸費になっています。ですので、8,000 円あれば諸費も賄えるかなというのがあります。授業料が 1 万円差し引かれると、8,000 円で諸費もいける。しかし、交通費が足りない場合もあるので、それで 5,000 円ぐらい上乗せしておけばいいいいのではないかと、そういうことです。

丹保委員

はい、分かりました。それで、これは全部返さなければいけないんですね。返さなくていいのはどれぐらいあるんですか。

予算経理室長

返さなくていいというのは免除になるというケースでしょうか。免除になるケースは、死亡あるいは重度障害になった場合のみということで、そういうケースをご紹介しますと、今年ですと、死亡による免除が40万円1件です。昨年は重度障害により181万8,000円、これは2件ですが、そういう例が出ています。大体毎年1、2件の返還免除をさせていただいています。

丹保委員

そうすると、最初から返さなくてもいいという奨学金はないということですね。

予算経理室長

それはありません。もちろん、この三重県の奨学金に関してということとして、県のホームページでも様々な奨学金を紹介させていただいていますが、民間の奨学金には給付というものもあります。

ただ、給付の奨学金となりますと、大半が成績要件を入れたり、あるいは枠がものすごく限られていたり、そういう現状があります。私どもの使命はやはり広く多くの方に機会を与えるということですので、それと、現在の生徒も救わなければいけません、将来の次世代の生徒も救わなければいけないということを考えますと、やはりお返しをいただいて、それを新たな財源として次に貸していくというような仕組みで運営しているところです。

ただ、今年、文科省の方で給付型の奨学金というのが予算要求されているとは聞いていますが、私どもの貸与型は返さなくていいというような制度設計にはなっていません。文科省の要求は全く別で、教科書代等を給付するという内容です。まだこれはどうなるか分からない状況です。

丹保委員

少し心配になるのは、貸与、貸与で全部返さなければいけないんですよね。高校で借りて、大学で借りて、それで返せなくなってしまうというケースが増えています。やはり本当に優秀で本当に貧しい人には、給付型のものも少し作っていかないといけないのではないかと文科省も考えているようですが、そういう制度がないと、今後大丈夫かなという気がします。かつてはそういう奨学金が多かったんですよ。大学もそうです。数百万借りても後は返さなくていいというケースがあって、どんなに貧しくても高校や大学へ行けたんです。そういうものが今は全く姿を消しているということに関して、どうにかならないのかということをおもっているものですから。ただ、財政が厳しいということはおよく分かっていますので、そういう意味では分かるのですが、文科省にがんばってもらえないのかなと思います。

予算経理室長

それともう1つ、先ほど成績の優秀な方をという話をされましたが、今現在、文科省の概算要求から聞いていますのは、決して英才教育を目的として優秀な方にお金をという話ではなく、低所得者に対して支給しようという考え方だと思っています。

丹保委員

私は両方合わせたほうがいいと思っています。

副教育長

実はこれは事業予算として非常に限られた予算で、現在受けていただいているのは20人ぐらいだったと思いますが、定時制、通信制の子どもたちについて、貸与という形を取りながら、その子が無事卒業したら給付に切り替えるというものがあります。要件は家庭の所得要件、それから成績優秀ということ。学校長がこの子は間違いなく卒業できる、勉強意欲が高いという子どもについては貸与をするというものです。これは高校教育室でやっていますが、それは本当に家庭的に恵まれない、所得がないという子どもが対象です。教科書代も定通は給付していたということで、定時制、通信制については、いわゆる事業規模が少ないものですから、あまり大々的にはやれませんが、定通の先生方はネットワークがあって、教頭先生方うちにはこんな子がいるのだけれども、成績も優秀で、家庭的にも所得も一般奨学金に届かない、あるいはもっと低いのでぜひといって貸与しておいて、無事卒業したら給付に切り替えるということ、定通だけはやっているんです。

丹保委員

そういう制度があるのであれば、ぜひそれは私としては残して欲しいと思いますね。財源的に文句を言われているのでしょうか。

ただ、それで優秀な方は救われるんですよ。かつてはそういうものでたくさんの方が救われてきたんです。大学などでも途中で給付型に変わるというか、返済しなくてもよしいというものがありました。公務員になったり教師になったりした場合には返済しなくてもいいという制度があったので、かなりの貧しい方々は助かったんですね。そういう制度もどこかへ残しておかないと、少し将来が心配だという気がしています。

分かりました。ありがとうございました。

竹下委員

私は反論があります。時代が少し変わってきているのかなと意識しているのですが、今、貧しくて成績優秀で給付金をもらって出ていくという人は、まず職場があるんですね。就職できるんです。今問題なのは、

奨学金をもらって高校を出て、なかなか職が無くてやむを得ず大学まで行って、大学を出るとますます職場が無いということです。それで結局は何かずっとアルバイトで過ごしていくという若者たちが非常に増えているわけです。これからはおそらく、大企業はどんどん海外で工場を作っていますから、ますます職場が無くなっていきます。だから日本人で優秀な人は何とか職を得ることができるかもしれないけれども、さほど優秀でない方々以下は職場がないという事態が、ますます深刻になっていくだろうと思います。そういう人たちをどうやって救済するかということを考えなければいけない。そういう人たちを、勉強しなくていいというばかりではなくて、何か学校で鍛練していく、何か仕上げていくということが重要だと思っていますので、その人たちに対してこういう奨学金をどうするのかということを考えないといけないと私は思っているのですが。

それからいくと、従来のように、いわゆる明治時代の発想で貧しい優秀な人を国家のためにきちんと支援しましょうという発想は、もう少し今の日本には合わないのかなという気がしているのですが、どうですか。
丹保委員

私は両方必要だと思っているんですね。そういう制度があれば、あきらめる人があきらめなくてもよくなるという気がするのですが。高校、大学とね。特に今、全体が貧しくなっていますので。だから優秀な人を救い上げて活性化するという意味では、一方ではそういうのが必要で、一方では就職が無くなっている人をどうするかというのも問題。両方とも必要だと思います。

副教育長

どちらも考えだと思のですが。アメリカのように財団が無償の奨学金を出していくとか、北欧でも欧米でもみなそうなのですが、成功すると必ず自分の名前を冠した教育財団を作りますよね。そこで恵まれない子どもたちに援助していくという、そういう制度がやはり日本でも必要なのではないかと思えます。公ばかりが担うだけではなく。貧しかったけれども社会で功なり名を遂げたという場合に、それを生まれ育った社会へ還元していく、社会貢献ということが日本ではものすごく薄いと思うんですね。だから、そういう社会貢献をしたら税金を免除していくとか、そういうことで社会を変えていく、そんなことがあってもいいのではないかと思えます。だから、竹下委員が言われるように公が全部担う必要はないと思うんですね。多様な、様々な財団や法人が、あるいは東京で事業をしている人が、三重県の子どものために教育資金や奨学金を無償で出していくとか、そういうことをできるよう、どんどん社会全体が変えていく。それが多様な主体になっていくのだと思うのですが。だから、どちらがどうということではなく、やはり貧しくて学べない子がいるというのは、社会のスタートを切れないというのはまずいのではないかと思えます。特に高卒というのは前々から、竹下委員には怒られますが、国家資格の受験資格の最低の要件になっています。理美容でも製菓でも。そういう中で、やはり高卒の資格をどうやって取らせていくかということがあると思えます。別に国家試験が高卒というのを求めなかったらいいですが。中卒で、義務教育の段階で、もう国家試験受験資格が得られるというようにすればいいわけですが。大学検定試験とかいろいろありますが、そんなところで今回はご議論を終結していただければありがたいと思います。

竹下委員

少しこれで質問があるのですが、親の収入の制限というのはあるわけでしょう。それはこの規則にはなくて、上の条例か何かにそれがあられるんですか。

予算経理室長

この貸与規則の中にも収入基準のことは書かれています。条例ではありません。

竹下委員

相当低い設定ですか。

予算経理室長

4人家族で年収650万円ぐらいでしょうか。

竹下委員

4人家族で。ということは、普通の生活している方々でももらえるということですね。

予算経理室長

かなり救えるのではないかとこのように思っています。

竹下委員

あと、この8,000円、1万3,000円、1万8,000円、2万3,000円はそのもらう人たちの希望で渡すのですか。

予算経理室長

そのようにしています。

竹下委員

2万3,000円を希望した人には無条件に貸与するのですか。もちろん、基準がありますけれども。

予算経理室長

上限を希望される方には上限を貸与します。

竹下委員

上限を渡すんですね。

予算経理室長

奨学金の場合は、学校の教員の中に奨学金担当の先生もいますので、ある程度分かっているといいますが、奨学金担当の教員にそこまで期待するのは難しくはありますが、ある程度アドバイスをさせていただけるものと思っています。

竹下委員

普通からいけば、もらう時点では返すことはあまり考えないですからね。もらえるならばもらえる額をもらおうという形で2万3,000円を希望する人がワッと増えてきたらどうなるのですか。選別するようになるんですか。

予算経理室長

今のところ、そういうことは考えていません。財政的にパンクするようでしたら考えざるを得ませんが、今のところ、毎年、予算措置はさせていただいています。上限を多くの方が希望されたとしても、十分対応できるような状況には持っていつています。

委員長

ほかよろしいでしょうか。それでは、議案第55号は承認いたしました。

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する、 -

議案第56号 専決処分の承認について（補正予算第10号関係）（公開）

（予算経理室長説明）

平成22年12月16日急施を要したため、別紙のとおり平成22年度三重県一般会計補正予算（第10号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求め。平成22年12月22日提出。三重県教育委員会教育長。

提案理由、平成22年度三重県一般会計補正予算（第10号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規程第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求め。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚めくっていただきまして、教育委員長名で知事に対する同意の意見書です。もう1枚めくっていただきますと、これが知事から教育委員長に対して意見を伺いますという照会文書です。1ページからその内容になっています。今回、専決処分をさせていただいた補正予算は、第12次緊急雇用経済対策に基づく補正です。前回の定例会が開催された11月24日の時点では、今回の補正予算の財源としている国の補正予算がまだ成立しておらず、私どもの補正も確定していなかったという状況です。

もう少し時間を追って詳しく申し上げますと、去る11月26日に国の補正予算が成立しています。これを受けて、12月の中旬に県の中で調整をし、14日に記者発表をしています。その後、17日に議会に上程され、昨日21日、本会議において採決するという、きわめて早いペースで対応しなければならなかったという状況です。こうしたこともありまして専決処分をせざるを得なかったということです。

それでは、補正予算の内容をご説明します。1ページをご覧ください。総額3億2,876万5,000円の増額補正となっています。内訳はその次のページをご覧ください。事業としては4つあります。まず、高等学校費のうち、情報教育充実支援事業費、この事業費は県立高校に設けられている情報教育室の老朽化した設備を更新するための経費としまして9,427万5,000円を増額しています。その下の校舎その他建築費、これは高校の老朽化した給水管の更新など施設の改修を行うために4,590万円を増額するものです。

次に、保健体育費のうち、県営総合競技場事業費は、体育館の本館の外壁改修工事などに6,265万8,000円を、また、県営スポーツガーデン事業費は、水泳場の自動火災報知設備がかなり老朽化していますので、こうした老朽化施設や設備の改修・更新を行うための1億2,593万2,000円の増額です。もう1ページ、次のページをご覧ください。これら報告させていただいた4事業は、いずれも年度内の完了が難しい状況にありますので、年度を繰り越して事業を実施するための手続きである繰越明許費として計上させていただいています。

なお、冒頭、触れさせていただいたように、これらに要する財源はすべて国からの交付金です。具体的に言うと地域活性化交付金、きめ細かな交付金というようなものです。

報告は以上です。

【質疑】

委員長

議案第 56 号はいかがでしょう。

丹保委員

これは外壁とか、非常にみっともないものを少し直すというのも入っているのですか。県営総合競技場の体育館の外壁改修は入っているようですが。私は高校訪問をしたときに非常に気になりました。子どもたちに服装をきちんとしなさいと言っていますが、学校がみっともない状況ではどうなのだろうかと考えているのですが。そういう予算は今回入っているのですか。

学校施設室長

今回のものにつきましては、資料の 3 ページの内訳にもありますとおり、給水管等が損傷している、あるいはグラウンドが陥没しているということで、応急に措置をしないと安全性の確保等ができないものに限って、ご指摘いただいたような外観上好ましくないというような類のものは入っていません。

丹保委員

予算の限りがあるのですが、また急に補正予算でもついたら、ぜひお願いしたいと思います。

副教育長

全額県費持ち出しというのは大変なので、耐震工事と合わせるなど、工夫したいと思います。

丹保委員

はい、分かりました。ぜひ工夫していただきたいと思います。

委員長

はい、それでは、議案第 56 号は承認いたしました。

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

報告 1 県立四日市南高等学校用地に係る訴訟の判決について（公開）

（学校施設室長説明）

県立四日市南高等学校用地に係る訴訟の判決について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 12 月 22 日提出。三重県教育委員会事務局、学校施設室長。

1 ページをお開きください。2 ページに係争地の図面を添付していますので、合わせてご覧ください。まずは、訴訟の概要ですが、原告は四日市市内の有限会社タウンエステートです。平成 16 年 4 月に、原告から図面の黄色のマーカーで囲った土地について、所有権の確認を請求する訴訟があり、途中、裁判所から係争地の一部、図面のピンクのマーカーで囲った土地について、県による買取りを内容とする和解案の提示がありました。価格面で折り合わず、判決に至ったものです。

その判決が平成 22 年 12 月 13 日にありました。判決の概要ですが、先に裁判所から提示された和解案の対象となった土地と同一土地、図面のピンクのマーカーで囲った土地について、原告の所有権を確認し、その余の請求は棄却をするものです。

原告の所有権が認められた土地には学校の構造物等は設置されておらず、また、土地の形状が変更されても、同校の施設の維持管理に直ちに影響を及ぼすおそれがないことから、控訴しないこととしています。

今後は、同校施設の維持管理について万全を期すとともに、原告の動向について注視することとします。原告が控訴した場合には適切に対応してまいります。

以上です。

【質疑】

委員長

報告 1 はいかがでしょう。

報告 1 は了承いたしました。

- 全委員が本報告を了承する。 -

議案第 58 号 人事関係の指針について（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

報告 2 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状授与について（非公開）

高校教育室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

報告3 平成22年度に三重県優秀選手・指導者表彰について（非公開）

スポーツ振興室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

議案第57号 職員の懲戒処分について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。